

参考資料1

○まちづくり3法の改正による大規模集客施設(床面積1万㎡超)の立地規制

都市計画区域

用途地域

用途地域外
(特定用途制限地域)

法改正により
原則立地不可へ

法改正以前から
引き続き原則立地不可

法改正以前から
引き続き制限なし。
**準工業地域について
は別途規制(※1)**

第一種低層住居専用地域	商業地域
第二種低層住居専用地域	近隣商業地域
第一種中高層住居専用地域	準工業地域
第二種中高層住居専用地域	第二種住居地域
第一種住居専用地域	準住居地域
工業専用地域	工業地域

法改正により
制限なしから
原則立地不可へ

※1 まちづくり3法の改正では、準工業地域における大規模集客施設の立地は引き続き可能ですが、コンパクトに集積したまちづくりの実現のため、「**大規模集客施設制限地区**」を準工業地域に重ねて定めることで規制を行います。

参考資料2

○大規模集客施設制限地区の用途制限

制限される建物の用途	備考
<ul style="list-style-type: none">・劇場・映画館(シネマコンプレックス)・演芸場・観覧場	客席の部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの
<ul style="list-style-type: none">・店舗・飲食店・展示場・遊技場・勝馬投票券発売所・場外車券売場・場外舟券売場	売場等のほか、通路、バックヤード等を含みその用途部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの (駐車場の部分は含まれない)

補足説明

この規制は、1万㎡を超える大規模な店舗の規制であり、日々の生活に必要なスーパー等(3千㎡程度が一般的)を規制するものではありません。

広域的に都市構造に影響を与え、コンパクトなまちづくりに支障のある、大規模なもの(1万㎡超)だけを規制します。